

被扶養者申請に関するご案内



はじめに、QRコードもしくはURLにて
文部科学省共済組合「被扶養者」について
ご一読ください。

<https://www.monkakyosai.or.jp/shikumi/04.html>

(文部科学省共済組合 / 被扶養者)

被扶養者として認定された場合、毎年1回(例年9月)被扶養者の要件確認を実施し、前年(または新たに認定された日)以降の扶養状況を確認する書類をご提出いただきます。

その際に、扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合、要件を欠いた時点に遡り、扶養認定を取消します。

なお、期間内に必要書類をご提出いただけない場合は、扶養認定を取消することもありますので、必ず期間内に要件確認を完了してください。

<扶養における注意事項> 扶養取消の必要が生じた場合は速やかにお手続きください!

A) 扶養手当および共済(保険証・年金)において、

被扶養者の認定可能基準額は、収入年額130万円未満(月額108,333円以下)です。

※共済(保険証・年金)において、障害年金または60歳以上の者は、収入年額180万円未満(月額15万円未満)です。

“収入”とは、給与収入(交通費などの非課税収入及び賞与を含む)、年金(個人年金含む)、恩給、雇用保険、利子収入、不動産収入、健康保険法及び労災保険法による休業補償費など、課税・非課税にかかわらず実質的な収入をさします。

“年額”の期間は、暦年1~12月や年度4~3月ではなく、任意の連続する12ヶ月間です。



B) 実績収入額が見込収入額を上回る場合には、遡って認定取消になる場合があります。

C) 被扶養者の認定は、その事実が発生した日から扶養手当は15日以内、共済(保険証・年金)は30日以内に認定手続きを完了すれば、事実発生日から認定されます。

※扶養手当においては、事実発生日から15日経過後に手続きされた場合、手当が支給されない月が生じることがあります。

※共済(保険証・年金)においては、事実発生日から30日経過後に手続きされた場合、事実発生日から扶養認定できず、認定手続きの受理日からの認定となります。

D) 組合員の他にも認定対象者の共同扶養者がいる場合は、収入(年額)を比較し、収入が高い方の被扶養者とするのが原則です。

＜下記に該当する方は被扶養者になれません＞

- ① 共済組合の組合員又は健康保険・船員保険の被保険者である人
- ② 組合員以外の人が、その家族について、国などから扶養手当又はこれに相当する手当を受けているとき
- ③ 組合員が他の人と共同して同一人を扶養する場合に、その組合員が主たる扶養者でないとき
- ④ 年額 130 万円以上（月額 108,334 円以上）の恒常的収入がある人
（保険証上の扶養において、障害年金受給者又は 60 歳以上の人で収入の中に公的年金収入を含む場合は、年額 180 万円以上の恒常的収入がある人）
- ⑤ 雇用保険の失業給付を受給しており、日額が 3,612 円以上の人
- ⑥ 健康保険の給付（傷病手当金等）を受給しており、日額 3,612 円以上または月額 108,334 円以上の人
- ⑦ 18 歳以上 60 歳未満で次に当てはまらない人
 - ア 学生（アルバイト等で④に該当する場合は認定されません）
 - イ 身体障害者
 - ウ 病気、ケガなどにより就労能力を失っている人
- ⑧ 保険証上において、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者の人
（75 歳以上、または 65 歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている人）
※被扶養者が 75 歳に達すると自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。
- ⑨ 国内居住要件（日本国内に住所（住民票）を有すること）を満たさない人
なお、以下の場合は日本に住民票があっても被扶養者になれません。
 - ・「医療滞在ビザ」、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者
 - ・その他保険者において国内居住要件を満たさないものと判断された者

国内居住要件の例外として被扶養者となれる事由

（確認書類が外国語で作成されている場合は、翻訳者が記名押印した翻訳文を添付して下さい。）

例外として認められる事由	確認書類の例
1. 外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
2. 海外に赴任する組合員に同行する者	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
3. 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
4. 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、2. と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
5. 1～4 に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別判断

＜問い合わせ先＞ 〒152-8550 東京都目黒区大岡山 2-12-1

東京科学大学人事部福利厚生給与課 福利厚生第 2 グループ

TEL: 03-5734-2193（ダイヤルイン） E-mail: kyosai.adm@tmd.ac.jp